

フィデリティ・ 新興国中小型 成長株投信

愛称: エマージング・ハンター

追加型投信／海外／株式

EMERGING
HUNTER

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

ナビダイヤル: **0570-051-104**

(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ: <https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

野村信託銀行株式会社



Fidelity
INTERNATIONAL

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式(中小型株)))	年1回	エマージング	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2025年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

6兆4,009億円(2025年3月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・新興国中小型成長株投信の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月16日に関東財務局長に提出し、2025年5月17日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

1 **フィデリティ・新興国中小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として新興国^{*1}の国内経済の長期的な成長トレンドから恩恵を受ける中小型企業の株式等(預託証券^{*2}を含みます。以下同じ。)に投資します。**

^{*1} 新興国とは、MSCIの定義によりエマージング・マーケットに分類された国または市場、世界銀行によって中・低所得国に分類された国または市場や、それらと同等の特性を持つFIAM LLCが判断する国または市場を指します。

^{*2} 預託証券とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その企業の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいい、発行された国の金融証券取引所等で取引されます。

2 **新興国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している中小型企業やその他の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している新興国と緊密な経済関係のある中小型企業の株式等を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。また、株式等への投資に加え、上場不動産投資信託にも投資を行なうほか、市況動向等により比較的大型の企業の株式等にも投資を行なうことがあります。その他、資金動向、市況動向、残存信託期間、口座開設状況等によっては、上場投資信託等を活用する場合があります。**

3 **個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ^{*3}」により、魅力的な投資機会の発掘に注力します。**

^{*3} ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。

4 **マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。**

5 **実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。**

※資金動向、市況動向、残存信託期間、口座開設状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドは「フィデリティ・新興国中小型成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

1. ファンドの目的・特色

運用の委託先

マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FIAM LLC (所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

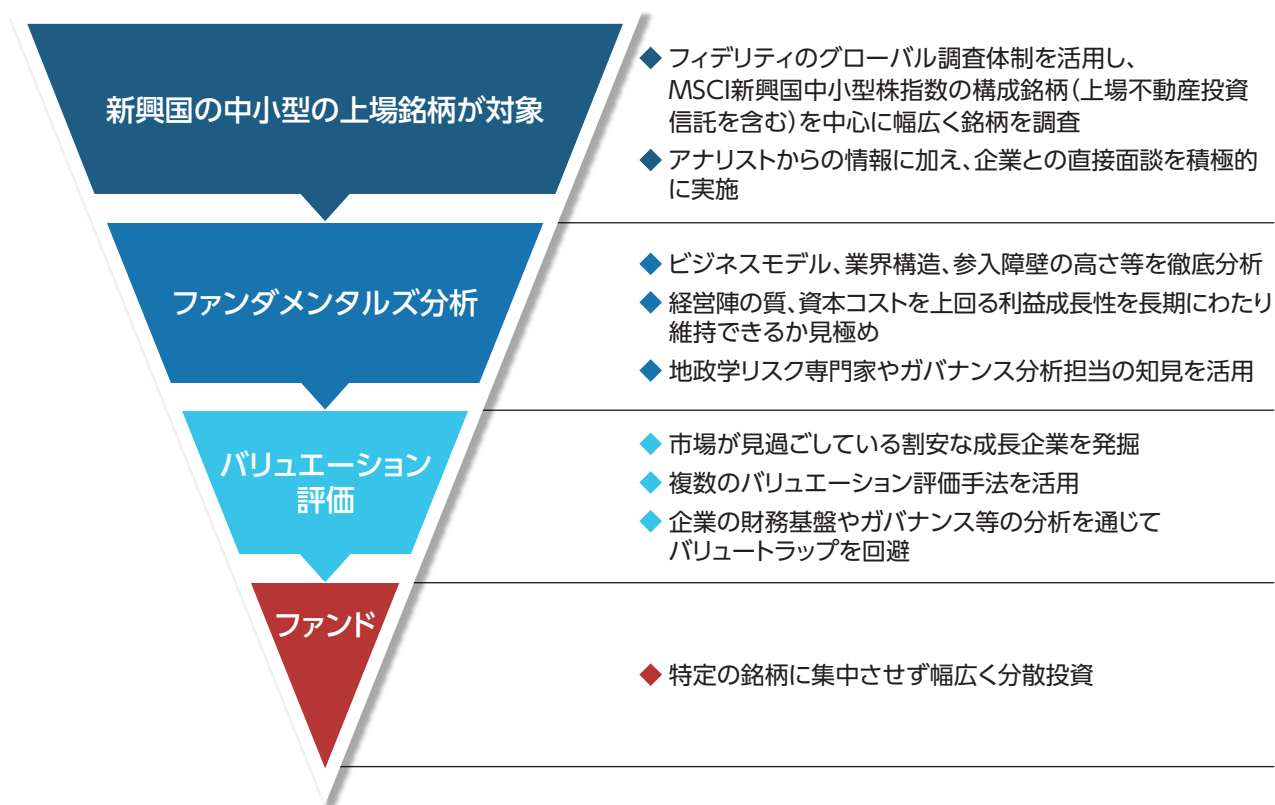
※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

運用プロセス

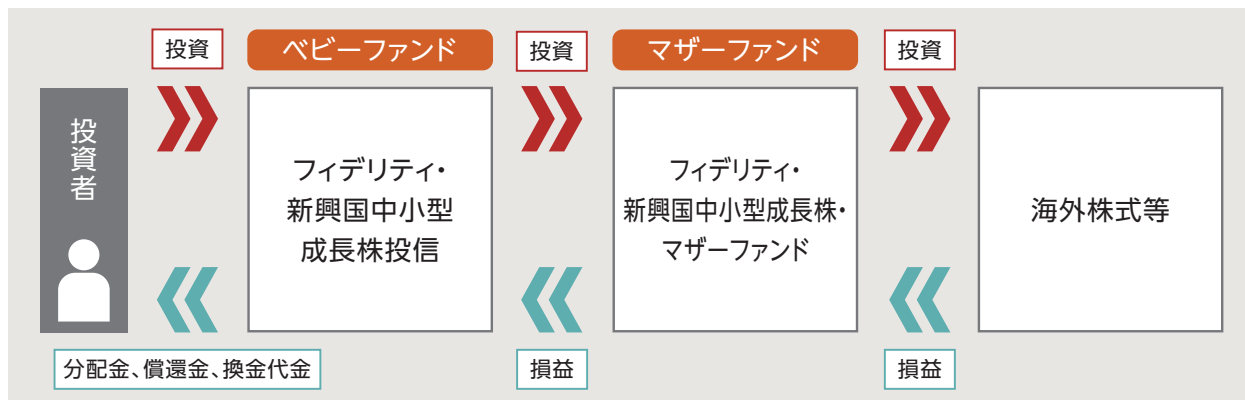
投資ユニバース



※相場環境によっては上記のような運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として海外株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時(原則2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
特定分野投資のリスク	一般的に、中小型株は、流動性や需給動向などにより、投資対象国または地域の株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなる傾向があります。また、金利および経済動向、法制度などの市場環境が、特定分野(特定業種、特定規模の時価総額の銘柄等)に対して著しい影響を及ぼすことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■**クーリング・オフ**:ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク**:ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■**リートに関わる留意点**:リートへの投資においては、保有不動産の評価額、リートに関する規制(法律、税制、会計等)、不動産市況(空室率の変動等)等、リート固有の価格変動要因の影響を受けます。

2. 投資リスク

■**デリバティブ(派生商品)に関する留意点:**ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

■**分配金に関する留意点:**分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

■**購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点:**金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

運用リスク管理部門

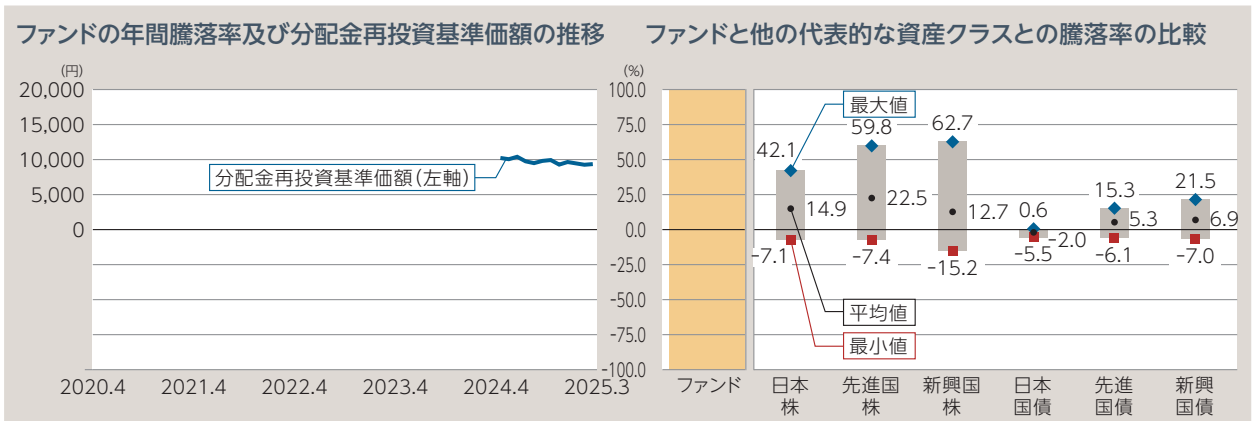
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミットteeを設置しています。同コミットteeは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

2. 投資リスク

(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが設定から1年を経過していないため、表示できません。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※ファンドは設定から1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率を表示できません。他の代表的な資産クラスについては2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

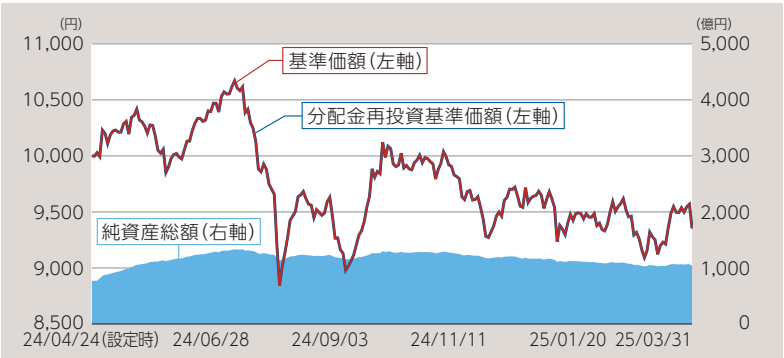
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

(2025年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	9,354円
純資産総額	1,042.8億円

分配の推移

(1万口当たり/税引前)

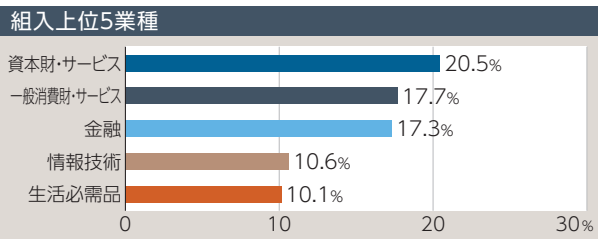
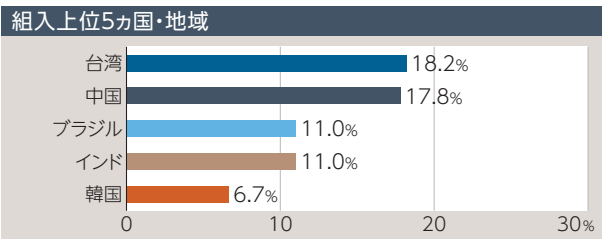
決算期	分配金
2025年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
株式	94.4%
投資証券	1.3%
現金・その他	4.3%

組入上位10銘柄				
	銘柄	国・地域	業種	比率
1	OPAP	ギリシャ	一般消費財・サービス	1.6%
2	インパラプラチナムホールディング	南アフリカ	素材	1.5%
3	シュリラム・ファイナンス	インド	金融	1.4%
4	ライオン・ファイナンス・グループ	イギリス	金融	1.4%
5	マックス・ヘルスケア・インスティテュート	インド	ヘルスケア	1.4%
6	マナプラム・ファイナンス	インド	金融	1.3%
7	アイシャー・モーターズ	インド	一般消費財・サービス	1.3%
8	瑞豊(リアルテック・セミコンダクター)	台湾	情報技術	1.3%
9	デノ・ポルスカ	ポーランド	生活必需品	1.3%
10	海豊国際控股(エス・アイティー・シー・インターナショナルホールディングス)	香港	資本財・サービス	1.3%



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※国・地域は原則としてFMR Coより提供されるデータを表示しています。
※業種はMSCI/S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2024年は当初設定日(2024年4月24日)以降2024年末までの実績、2025年は年初以降3月末までの実績となります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2025年5月17日から2026年5月15日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2024年4月24日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月20日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年2月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。		商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	基準価額に対し0.20%です。		—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.804% (税抜1.64%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	運用管理費用 (信託報酬) の配分 (年率／税抜)		
	ファンドの純資産総額に対して	1.64%	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.80%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用 (信託報酬) の中から支払われます。			
その他費用・手数料	組入の有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。		組入の有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) 及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。		法定書類等の作成等に要する費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
 ※運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報) ファンドの総経費率」をご参照ください。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は2025年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・新興国中小型成長株 投信	1.90%	1.80%	0.10%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年4月24日～2025年2月20日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

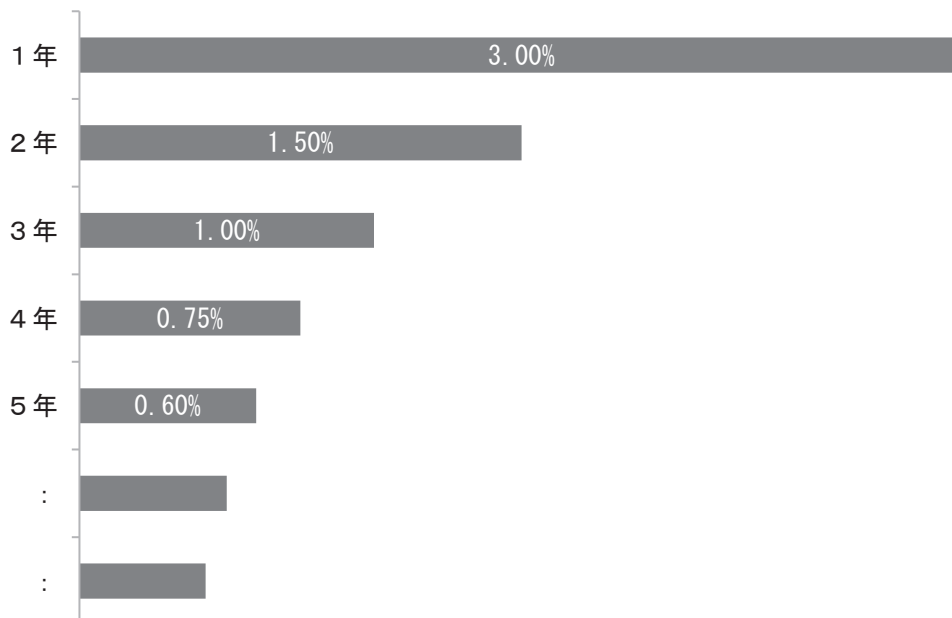
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「フィデリティ・新興国中小型成長株投信（愛称：エマージング・ハンター）」
の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額）に以下の手数料率を乗じた額とします。

購入代金*	手数料率
1億円未満	3.3%（税抜3.0%）
1億円以上5億円未満	1.65%（税抜1.5%）
5億円以上	0.55%（税抜0.5%）

* 購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込）

ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

（1）基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率

（2）購入金額に（1）を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

- ◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ◆収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。
- ◆野村證券株式会社における購入単位は以下のとおりです。（購入後のコース変更はできません。）

一般コース（分配金を受取るコース）	：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）	：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

詳しくは野村證券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001 年 5 月

○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔 <総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く) 〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 <お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR 機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に海外の株式および REIT(不動産投資信託)を実質的な投資対象としますので、組入株式および組入 REIT の価格下落や、組入株式および組入 REIT の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

